

企業統治強化のための

会社の機関設計と監査部門の新たな役割

会社の機関設計の基本解説を踏まえて、これからの監査部門の役割を探ります。

- ・ 監査部門の役割を改めて認識する
 - ・ 業務監査機能の拡大
 - ・ 資格・能力のアップ
 - ・ 内部監査スタッフへのメッセージ
- ～ルーチンワークから企業価値向上と風土改革の担い手を目指して～

◆開催要領◆

<日 時> 2017年 9月 7日(木) 13:00～17:00

<会 場> 「企業研究会セミナールーム」(東京・麹町) 東京メトロ麹町駅より徒歩5分

講師

青山学院大学法務研究科(法科大学院) 教授
弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック 弁護士 浜辺 陽一郎 氏

【ご略歴】弁護士。青山学院大学法務研究科教授。1984年司法試験合格。1985年慶応義塾大学法学部卒業。1987年弁護士登録。1995年米国ニューヨーク州弁護士登録。都内の渉外法律事務所等を経て、現在、弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックにおいて企業法務を中心とした弁護士業務に携わる。主な著書に「図解 新会社法のしくみ」「個人情報・営業秘密・公益通報 Q&A」「英文国際取引契約書の書き方」「コンプライアンスの考え方」「わかる!コンプライアンス」「よくわかる監査役になったら事典」「国際ビジネス法入門」「経営力アップのための企業法務入門」(東洋経済新報社)など多数。



◆ご参加頂きたい方◆

監査部門に所属され、会社の機関設計と監査部門に求められる新たな役割について学びたい方

- 受講料 ● 1名(税込み、資料代含む)

一般社団法人 企業研究会 セミナー事務局 宛

正会員	32,400円(本体価格 30,000円)
一般	35,640円(本体価格 33,000円)

申込書 FAX: 03-5215-0951

171397-0202	2017.09.07	会社の機関設計と監査部門の新たな役割	
ふりがな 会社名			
住所	〒		
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 属 役 職		
E-Mail			
ふりがな ご氏名	所 属 役 職		
E-Mail			

■参加要領

申込書はFAX、または下記担当者宛E-mailにてお送り下さい。当会ホームページからもお申し込みいただけます。後日、(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送りします。

*よくあるご質問(FAQ)は当会ホームページにてご確認いただけます。([公開セミナー] → [よくあるご質問])

*お申込後のキャンセルはお受けしかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理の方のご出席をお願いいたします。

*最少催行人数に満たない場合には、中止とさせて頂く事もありますので、ご了承下さい。

■お申込・お問合せ先

一般社団法人企業研究会 セミナー事務局
(担当) 鈴木 E-mail: a-suzuki@bri.or.jp

TEL: 03-5215-3513 FAX: 03-5215-0951

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内を送り出す際に利用させていただきます。
※申込書をご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

● プログラム ●

9月7日
(木)

13:00

途中
休憩タイム
あり

17:00

I 監査役制度の限界と監査等委員会設置会社導入の背景

公開大会社における3つの選択肢

- ・ガバナンス改善に向けた問題意識
- ・取締役会の「監督」は機能しているか？
- ・監査役「監査」は機能しているか？

- 1 取締役会の監督機能強化 ←理念：取締役会改革の必要性
企業統治（コーポレート・ガバナンス）の強化をめざして
- 2 社外取締役の選任の法的な義務付けは見送られたが・・・。
- 3 社外取締役をめぐる議論
- 4 コーポレートガバナンス・コードの意義

II 機関設計の比較・対照分析（解説）

III 監査役と監査等委員の基本的職務の異同

- 1 共通する職責
- 2 監査役の独任制と委員会型による組織的監査の違い
- 3 監査役会の限界と監査等委員会等の強い権限
- 4 内部統制監査の実際
 - ・日本監査役協会の内部統制監査基準の考え方
 - ・内部監査部門及び外部監査人との連携と役割分担
 - ・内部通報制度の活用
 - ・企業集団の監査

IV 裁判例に見る監査役の義務と責任の強化 v s 監査等委員への妥当性

- 1 監査役と監査等委員の善管注意義務と忠実義務
- 2 監査・監督（監視）義務を尽くすとは？
- 3 第三者に対する責任
- 4 監査報告の義務と責任における留意点

V 取締役会における役割の違い

- 1 監査役・監査等委員の出席義務と意見陳述義務
- 2 発言の着眼点の違い
- 3 常勤監査役と非常勤監査役、監査等委員の役割分担
- 4 適法性監査と妥当性監査と監査等委員による監督

VI 執行役員制度との関係

- 1 監査役会設置会社における執行役員制度の限界
- 2 近時の執行役員制度の導入事例

VII これからの監査部門の新たな役割

- 1 監査部門の役割を改めて認識する
- 2 業務監査権能の拡大
- 3 資格・能力のアップ
- 4 内部監査スタッフへのメッセージ
～ルーチンワークから企業価値向上と風土改革の担い手を目指して～

VIII まとめ

監査等委員会設置会社の採用が進む理由
監査役制度は実質的に縮小・廃止の瀬戸際か

講 師 青山学院大学法務研究科 教授

弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック 弁護士 浜辺 陽一郎 氏